

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間です(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません)。

これらの感染症の可能性があつて欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を再登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を担任へご提出ください。

\*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

---

### 学校感染症による欠席届

東京都立第四商業高等学校長 殿

\_\_\_\_\_年 組 氏名

下記の疾患について、\_\_\_\_月\_\_\_\_日に医師の診断を受けました。

このため、\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで欠席させていましたが、登校させますのでご連絡します。

病名：\_\_\_\_\_

受診した医療機関名：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

保護者名\_\_\_\_\_印